

令和3年度第1回寒川町青少年問題協議会
書面開催 概要

寒川町青少年問題協議会事務局

次第に沿ってご説明いたします。

1. 開会

新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため、書面による開催に変更させていただきました。皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

2. 任命状交付について

令和2年度第1回会議から現在までの間で委員の変更がありましたので、新たに委員になられた方に任命状を交付します。通常であれば町長から手渡しで任命状を交付させていただくところですが、青少年問題協議会の書面開催に伴い、郵送にて交付いたします。

3. 議題

(1) 情報交換

青少年を取り巻く状況や各団体での活動等について
資料5のとおり各団体から提出がありました。
ご提供いただいた情報等につきましては、各団体で共有していただき、今後の活動の参考と
していただけたらと思います。
何かご質問等がありましたら、事務局までご連絡ください。

(2) 報告事項

令和3年度青少年の非行・被害防止全国強調月間について
内閣府では、学校が夏休みに入る毎年7月を青少年の非行・被害防止強調月間として定め、
国、都道府県、市区町村、関係団体が連携して、総合的な非行防止活動を展開しています。
寒川町における具体的な取り組みは資料6のとおりです。

(3) その他

参考資料として、子どものための生涯学習情報誌「すきっぷ」No.85、No.86を添付させていただきました。すきっぷは子ども向け事業の情報提供を目的とし、年4回、学び推進課文化・生涯学習担当で季節ごとに発行している、子どものための生涯学習情報誌です。平成11年度より発行しており、今年の夏で86号となります。町の事業だけでなく、様々な団体の内容も記載されております。町内の幼稚園や保育園、小学校経由で児童に配布し、青少年

育成事業の広報を行っています。

6. 閉会

以上で令和3年度第1回寒川町青少年問題協議会の内容は全て終了しました。

ありがとうございました。

寒川町青少年問題協議会 事務局

寒川町学び育成部学び推進課青少年育成担当 柏木

〒253-0196 高座郡寒川町宮山165番地

TEL 0467-74-1111(内282)

FAX 0467-74-9141

E-mail seisyounen@town.samukawa.kanagawa.jp

令和３年度 第１回 寒川町青少年問題協議会 次第

令和３年７月

書面開催

１．開会

２．任命状交付について

３．議題

（１）情報交換

青少年を取り巻く状況や各団体での活動等について

（２）報告事項

令和３年度青少年の非行・被害防止全国強調月間について

（３）その他

４．閉会

【資料】

地方青少年問題協議会法（資料１）

寒川町青少年問題協議会条例（資料２）

寒川町青少年問題協議会条例施行規則（資料３）

寒川町青少年問題協議会委員名簿（資料４）

青少年を取り巻く状況や各団体での活動等について（資料５）

令和３年度「青少年非行・被害防止全国強調月間」（資料６）

子どものための生涯学習情報紙「すきっぷ」No.85（参考）

子どものための生涯学習情報紙「すきっぷ」No.86（参考）

最終改正：平成二五年六月一四日法律第四四号

(設置)

第一条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

(所掌事務)

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
- 二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
- 2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(相互の連絡)

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経費)

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

附 則 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三二年六月一日法律第一五八号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、昭和三十二年八月一日から施行する。

附 則 （昭和三七年四月一六日法律第七七号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四一年三月三一日法律第一六号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則 （昭和四三年六月一五日法律第九九号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五八年一二月二日法律第八〇号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、総務庁設置法（昭和五十八年法律第七十九号）の施行の日から施行する。

附 則 （平成一一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

（施行期日）

- 第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（職員の身分引継ぎ）

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成二五年六月一四日法律第四四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条、第五条、第七条（消防組織法第十五条の改正規定に限る。）、第九条、第十条、第十四条（地方独立行政法人法目次の改正規定（「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条一第六十七条）」を「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条一第六十七条）」第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置（第六十七条の二一第六十七条の七）」に改める部分に限る。）、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く。）、第十五条、第二十二條（民生委員法第四条の改正規定に限る。）、第三十六条、第四十条（森林法第七十条第一項の改正規定に限る。）、第五十条（建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る。）、第五十一条、第五十二条（建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る。）、第五十三条、第六十一条（都市計画法第七十八条第二項の改正規定に限る。）、第六十二条、第六十五条（国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。）及び第七十二条の規定並びに次条、附則第三条第二項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十一条の二の次に二条を加える改正規定中第百四十一

条の四に係る部分に限る。）、第十六条並びに第十八条の規定 平成二十六年
四月一日

（罰則に関する経過措置）

第十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行
前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措
置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

○寒川町青少年問題協議会条例

(昭和 35 年 9 月 8 日条例第 20 号)

改正 昭和 48 年 3 月 31 日条例第 11 号 昭和 48 年 10 月 9 日条例第 30 号
昭和 51 年 12 月 20 日条例第 22 号 平成 9 年 12 月 22 日条例第 19 号
平成 12 年 12 月 19 日条例第 30 号 平成 24 年 12 月 14 日条例第 15 号

注 平成 9 年 12 月から改正経過を注記した。

(設置)

第 1 条 地方青少年問題協議会法(昭和 28 年法律第 83 号)第 1 条の規定により寒川町
青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

[地方青少年問題協議会法(昭和 28 年法律第 83 号)第 1 条]

(平 12 条例 30・一部改正)

(協議会)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項
を調査審議すること。

(2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するた
めに必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 協議会は、前項に規定する事項に関し、町長及び町内の関係行政機関に対し意見を
述べることができる。

第 3 条 協議会は、会長及び委員 21 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

(1) 町議会の議員

(2) 町及び関係行政機関の職員

(3) 学識経験者

3 会長は、町長とし、委員の互選により副会長 2 名を置く。

(平 9 条例 19・一部改正)

第 4 条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を任命すること
ができる。

2 臨時委員は、前条第 2 項に掲げる者のうちから町長が任命する。

第 5 条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第 6 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠委員の
任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、その調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

第 7 条 協議会に書記を置く。

2 書記は、本町職員のうちから町長が任命する。

3 書記は、会長の命をうけ、協議会の事務を処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるものを除くほか、協議会の運営に関し必要な事項については、規則で定める。

(平 9 条例 19・平 24 条例 15・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 48 年 3 月 31 日条例第 11 号)

この条例は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 48 年 10 月 9 日条例第 30 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 48 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 第 7 条第 2 項の改正規定は、昭和 48 年 10 月 1 日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行は、なお従前の例による。

附 則(昭和 51 年 12 月 20 日条例第 22 号)

この条例は、昭和 52 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 12 月 22 日条例第 19 号)

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 12 月 19 日条例第 30 号)

この条例は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 14 日条例第 15 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

○寒川町青少年問題協議会条例施行規則

(平成 25 年 3 月 1 日規則第 5 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、寒川町青少年問題協議会条例(昭和 35 年寒川町条例第 20 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 条例第 3 条第 2 項第 2 号の町及び関係行政機関の職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 副町長
- (2) 教育委員会委員の代表
- (3) 教育委員会教育長
- (4) 社会教育委員の代表
- (5) 茅ヶ崎警察署長
- (6) 神奈川県青少年担当部長

[条例第 3 条第 2 項第 2 号]

2 条例第 3 条第 2 項第 3 号の学識経験者は、次に掲げる者とする。

- (1) 福祉関係団体に属する者
- (2) 青少年育成団体に属する者
- (3) 婦人団体に属する者
- (4) 町内の小学校、中学校及び高等学校の校長
- (5) 地域青少年活動の関係者

[条例第 3 条第 2 項第 3 号]

(委任)

第 3 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

寒川町青少年問題協議会委員名簿

資料 4

任 期 令和2年6月1日～令和4年5月31日

(令和3年5月29日時点)

N o	氏 名	所 属	備 考
1	木村 俊雄	寒川町長	会 長
2	茂内 久代	寒川町議会議員	
3	橋本 修一	寒川町議会議員	
4	畑村 正樹	寒川町副町長	
5	大澤 文雄	寒川町教育委員会教育長	
6	大川 勝徳	寒川町教育委員会委員	
7	堀 洋己	寒川町社会教育委員	
8	坂本 仁義	茅ヶ崎警察署長	
9	加藤 康介	湘南地域県政総合センター副所長	
10	前田 久子	学識経験者（寒川町民生委員児童委員協議会）	
11	小泉 聖	〃 （茅ヶ崎・寒川地区保護司会）	
12	濱田 品枝	〃 （寒川町婦人会）	
13	木村 佐智江	〃 （寒川町小中学校長会 小学校）	
14	臼井 浩美	〃 （寒川町小中学校長会 中学校）	
15	田村 丈晴	〃 （寒川高等学校）	
16	鈴木 茂	〃 （寒川町自治会長連絡協議会）	
17	江藤 教淳	〃 （寒川町青少年指導員連絡協議会）	副会長
18	古山 真一	〃 （寒川町PTA連絡協議会）	
19	菅原 真砂美	〃 （寒川町青少年環境浄化推進協議会）	副会長
20	織田 敦	〃 （寒川青年会議所）	

事務局・書記	伊藤 研	学び育成部長	内線102
	芝崎 雅恵	学び推進課長	内線280
	桑原 祐輔	学校教育課指導主事	内線521
	横山 憲一	学び推進課青少年育成担当副主幹	内線282
	柏木 大輔	学び推進課青少年育成担当主任主事	内線282

令和3年度第1回寒川町青少年問題協議会

5. 議題 (1) 情報交換

青少年を取り巻く状況や各団体での活動等について

(各団体からの提出資料 委員名簿順)

令和3年度第1回寒川町青少年問題協議会情報交換 提出資料
「青少年を取り巻く状況や各団体での活動等について」

〔氏名〕 茂内 久代（名簿No. 2）

〔所属〕 寒川町議会議員

新型コロナウイルス感染症は2019年12月31日にWHOへ報告されて以来、コロナはあっという間に世界中に感染者が広がりました。日本でも初めての緊急事態宣言が出て学校が休校となりました。

子ども達は学校へ行くことも、外へ出かけることにも制限が加わり、心も身体も窮屈な思いをしました。当初は、いずれ近いうちに収束すると思われていたコロナですが、今も尚収束の目処が立たずにいます。

そんな中、子どもも大人もですがまだ制限のある生活をしています。青少年に関しては学校行事である遠足や修学旅行など社会勉強の出来る場、大人になっても大切な思い出となる行事がなくなっています。心身共に成長過程において大切な経験が出来ない子ども達にとって、とても残念なことであり、何とか大人がしてあげられることはないかと考えなければと思うところであります。

今回、青少年問題協議会委員になりましたが、コロナのため大きな活動はありませんが、個人的な活動をご報告致します。

私は音楽と共に子どもと関わる仕事をしています。そんな中、活動としては南部公民館にてリトミックの講座を開催しました。未就園児の子ども達を対象とした音楽教育です。

自宅にこもっているばかりではなく、外に出て同じ年代の子ども達、そしてその保護者の方々と皆で集い、親子で音楽を感じながらボールやフープを使い、音楽に合わせて身体を動かし、心も身体も元気になってもらいたいと思いながら指導しました。身体を思い切り動かし、楽しそうにしている子ども達のキラキラしている目と元気な姿が見られました。また、そんな子ども達の様子は私自身もパワーをもらうことができました。

また、個人ピアノを指導している仕事を通して、生徒達にはピアノの技術も教えていますが、ピアノを教えると共に心のケアにも時間をとっています。子どもは大人が思っている以上にこのコロナのダメージを受けています。一人ひとりの不安などを聞き、心穏やかになるようにしています。音楽を通じて人と触れあうことにより、子ども達の話し方、顔つきが落ち着く様子が見られました。子ども達の心に栄養がふえていくのを見るととても嬉しくなりました。大きな集団で何かをするという計画は今の状況では難しいことではありますが、人と人が触れ合っていくことはとても大切だと思います。

いつ収束するかわからないコロナ過ではありますが、コロナの影響で塞ぎ気味にならないようにするためにできることは何か？感染予防の徹底はもちろんですが、何かできることを前向きに探し、気持ちが落ちることのないように元気に明るく前向きに子ども達に何がで

きるのか考えていくのも大人の役目だと思います。

これからも、子どものために何ができるのか考えながら知恵を絞り、子ども達が安心して心も身体も成長できるような環境を作っていきたいと思います。

令和3年度第1回寒川町青少年問題協議会情報交換 提出資料
「青少年を取り巻く状況や各団体での活動等について」

〔氏名〕 橋本 修一（名簿No. 3）

〔所属〕 寒川町議会議員

令和2年度は新型コロナウイルス対策として、2度の緊急事態宣言の影響で、青少年を取り巻く状況は大きく変化し、さまざまな活動が制限・中止となりました。令和3年度もまん延防止重点措置など、予測出来ない中、感染対策による活動停止及び自粛が続いています。

そのような状況下、感染症の問題ではない、さまざまな制限や中止等による弊害が浮き彫りになっています。不登校、引きこもり、うつ、自殺、学力低下、経済悪化など、日本全体の社会・経済問題に一層拍車がかかってきています。

また、国の指針に沿って、寒川町は『GIGA スクール構想』、『小・中学校グローバル教育推進事業』が始まっています。さらに、コロナ禍を契機として、デジタル化やネット環境整備が前倒しされています。コロナ禍で登校出来ないケースや不登校など ICT を活用し、教育格差を縮める面は良いと思いますが、行き過ぎたデジタル化はネット依存を助長する恐れがあります。スマホ、タブレットなどのデジタル機器の利用は、生徒の読解力にもマイナスの影響が OECD（経済協力開発機構 2018 年調査）の結果から出ています。紙の媒体には『繰り返し学習出来る』『実際に手で線を引いたりする事で集中出来、記憶に残りやすい』などのメリットがあります。画面上では、創造力や感受性を養うのは難しく、紙の本をじっくり読み、考える習慣を身に付けてこそ、デジタル社会の大量の情報に流されず、新たな価値を生み出せる人材に繋がっていきます。既にネット依存が疑われる中高生が 93 万人に上り（厚生労働省調査より）、スマホの使用時間が長いほど、数学の点数が低下するという研究が出ています。（仙台市 HP 学習意欲の科学研究に関するプロジェクト資料より）何よりも、長時間のデジタル機器の使用は、健康面に対しても悪影響を与える側面もあり、長期的には国力の低下に繋がる懸念があります。『国家百年の計は教育にあり』という言葉がある通り、人材育成こそ教育の大切な役割です。ICT は手段で補助的機能として効果的に活用出来るよう、進めていただきたいと思います。

新型コロナウイルスによる感染症対策で、青少年に関わる町の活動が中止する中、寒川町では令和2年度の成人式を感染対策を踏まえ、延期の上で実施しました。成人式実行委員会のメンバーの一人が、『以前から成人式実行委員会で活動したいと思っていた』と言う、純粋で前向きな発言をきいた時、何とか制約のある中でも一生に一度の思い出を実現させてあげたいと強く感じました。行政もさまざまな状況乗り越え、進めていく方向で取り組み、

成人の皆さんも大変喜ばれ、本当に良かったと思っております。

今後、変異株など新型コロナウイルスは軽視は出来ませんが、一定の感染対策を行う事で、あらゆる学習機会、行事、そして何よりも成長過程において大切な取り組みが出来るよう、青少年の自由の権利を守っていく事が町や青少年に関わる者として大切な事であると考えます。そしてその事がさまざまな青少年を取り巻く社会問題の解決に向けての第一歩であると思います。

最後に今後ワクチン接種が進んでいく中で、厚生労働省は未成年者の感染・発症率は非常に低く、もし発症化しても重篤化する確率は低い事が報告されています。その一方でワクチン接種後の副反応事例が多く報告されており、接種する際の選択の自由、及び接種、未接種による差別や偏見が起きないように、十分配慮した運営体制が臨まれると考えます。

令和3年度第1回寒川町青少年問題協議会情報交換 提出資料
「青少年を取り巻く状況や各団体での活動等について」

〔氏名〕 畑村 正樹（名簿No. 4）

〔所属〕 寒川町副町長

【子どもたちの安全・安心に向けた取り組み】

町内の防犯カメラの計画的設置としまして、令和2年度に宮山駅自転車等駐車場に設置いたしました。令和3年度は倉見駅自転車等駐車場に防犯カメラを設置予定です。なお、学校への防犯カメラの設置につきましては、令和元年度で町内全ての小中学校に設置が完了いたしました。

また、町内一之宮にごぞいます防犯連絡所を拠点として、防犯アドバイザー1名、防犯相談員2名による町内パトロールを実施しています。通学路や町教育委員会からの不審者情報箇所などを中心に、祝日以外、ほぼ毎日実施しており、1日に約40～70kmの距離をパトロールしております。町職員にも公用車で移動時に防犯パトロールを実施させるため、青色防犯パトロール講習会を開催し、現在は200名以上の職員が神奈川県警本部長発行のパトロール実施者証を取得しており、防犯意識の向上にも寄与しております。

【子育て支援の充実】

就学児童がいる保護者の保育ニーズに対しては、本年4月から、旭小学校敷地内に2つ目の新たな児童クラブ「たんぽぽクラブ」を開所いたしました。より多くの児童を受け入れることで子育て支援の充実を図ってまいります。

【スポーツ・レクリエーション活動の推進】

1年延期となった東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が、この夏に開催される予定ですが、BMXレーシング競技において、その代表として本町から畠山紗英選手が出場する予定です。

本町から初めてのオリンピック出場選手が輩出されたことは、大きな喜びとともに期待が膨らみます。そうした選手が身近にすることで、スポーツへの関心が高まり、多くの町民、特に若い世代がスポーツを始めるきっかけになればと思うところであります。

また、平成25年度より休止していた町営プールがいよいよ本年7月に「HAYASHI ウォーターパークさむかわ」としてリニューアルオープンいたします。子どもたちの笑顔と活気があふれる場となるよう取り組んでまいります。

令和3年度第1回寒川町青少年問題協議会情報交換 提出資料
「青少年を取り巻く状況や各団体での活動等について」

〔氏名〕大澤 文雄（名簿No. 5）

〔所属〕教育長

日ごろより関係者の皆様方には、寒川町の子どもの健全育成のため、何かとお力添えをいただき、感謝申し上げます。

この度、青少年を取り巻く状況として、寒川町の児童・生徒の様子について報告させていただきます。

まず、問題行動等の状況についてですが、中学校につきましては、どの学校も大変落ち着いた雰囲気で行々の生活を送っています。小学校につきましては、ごく一部の学年で多少思春期の心の乱れも見られましたが、全体的に落ち着いております。

暴力行為として、発生件数はほぼ横ばいであり、内訳として、小学校で児童間のトラブルによる暴力行為が増加しております。中学校では近年、大幅に減少し、ほぼゼロに近い件数となっています。各中学校では、生徒主体の教育活動を推進していることに加えて、生徒同士や教員と生徒との関係性も良好であることが伺えます。

不登校については、件数としては、例年と大きく変わりはありませんが、継続的な課題となっており、引き続き力を入れて取り組んでいかなければならないと認識しています。今日、不登校の原因として、家庭的な要素が関連している事案が多くなっていると感じています。不登校については、学校と家庭、関係機関との連携を図りながら、児童・生徒が孤立することなく、何らかの形で学校とつながっている状況を大切にしたいと考えています。町教育委員会としましても、心理士、巡回相談員、訪問相談員、さらに県のスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどの派遣を計画的・継続的にを行い、学校と協力して支援を行ってまいります。

いじめについては、前年度と比べ小中学校とも数字的には変わらない状況です。内容的には、冷やかし、からかい、仲間外れ等の理由が多い傾向があります。スマートフォン等の電子機器を持つ児童、生徒が大変増えてきていることからの、ネットトラブルからのいじめにつながる事案がみられます。

いじめについては文部科学省からも通知が出ておりますが、いじめの認知に対する考え方として、いじめの件数が多いことが問題であるというより、いじめの件数が多いことはむしろ細かく対応されているという捉えに変わってきております。町教育委員会としましても、よりいっそうきめ細かい対応を学校に呼びかけていきたいと考えております。

次に、寒川町では平成26年度からネットパトロール事業を実施しているところです。町の児童・生徒と特定できるものについて情報収集を行い、その情報を学校に伝えることで、何らかの事情を抱える子どもに目をかけること、声をかけることを丁寧に行い、予防的に日常的な指導に生かしているところです。

内容として心配されるのは、自分だけでなく友人の顔がわかる画像、実名を挙げるなど、個人情報に関わるものが6割以上を占めており、恐らく悪気なく画像等を掲載しているものと思われます。写っている人たちの許可をとらずに載せている可能性もあり、掲載された写真等がその後、独り歩きし、「拡散」される可能性もあることを考えていないことが心配です。

スマートフォン等の電子機器を持つ児童・生徒が大変増えてきており、ネットトラブルから、時にはいじめの原因となることが懸念されます。SNSにつながる機器を持たせるご家庭では、指導・管理責任を今後もお願いいたします。

つづいて、校外の状況として、不審者の状況についてお伝えします。4月から6月までの3か月の間に、学校教育課に報告された不審者の件数は6件で、昨年度の同じ時期に比べると3件増えております。ただ、昨年同時期は新型コロナウイルス感染症感染防止の為、町内小中学校は5月末で臨時休業中であり、児童・生徒も外出自粛していたことも大きく影響していると思います。不審者については、今後も、とにかく110番通報を呼びかけ、犯人の逮捕につながることを、子どもたちの安全につながることをして学校、ご家庭にも指導を呼びかけています。

なお、交通事故については、1件報告されております。内訳としましては、小学生による自動車との接触事故であり、幸いにも大事に至らず、軽傷で済みましたが、子どもたちへの交通安全指導が重要と捉えています。教育委員会としては、定期的に交通安全指導に関する具体的な資料を各学校に配付し、学校現場で活用していただいているところです。今後も引き続き学校を通じて、交通安全指導に取り組んでまいります。

以上で、寒川町の児童生徒を取り巻く状況についてお伝えしましたが、現在、寒川町に大きな事件がないということに関して、青少年指導員、登下校の見守りをしてくださっている地域の皆様、PTA関係の方々、民生委員の皆様、子どもの安全・安心を見守る会、その他各関係機関及び学校の先生方のチームワークのよさ、組織での対応が挙げられると思うとともに、改めてお礼申し上げます。

今後も教育委員会としましても、相談体制等を整えながら、学校・地域・家庭と連携を図り、引き続き対応してまいります。

令和3年度第1回寒川町青少年問題協議会情報交換 提出資料
「青少年を取り巻く状況や各団体での活動等について」

〔氏名〕 大川 勝徳（名簿No. 6）

〔所属〕 寒川町教育委員会委員

教育委員の活動は、月に1回の定例会や学校・教育施設の見学、学校行事への参加、調査研究等がありますが、コロナ禍では制約のある活動となっています。青少年を取り巻く状況については、教育長が詳しく報告されていますので、私は定例会や地域教育力について述べさせていただきます。

定例会では、学校教育関係（児童・生徒・学校等）と社会教育関係（公民館・図書館・文化財保護等）についての報告や協議が行われます。報告や協議等では、活発な質問や意見が出されますが、ここ数年多いのは、①コロナ禍での安全・安心に配慮した学校・公民館・図書館等の活動について ②コロナ禍の子ども達への影響について（学校の教育活動全般・子どもの健康面・ストレス・不登校などの心の問題）等について ③給食センター建設に向けての準備や進捗状況について 等々です。また、社会教育関係の報告で印象に残っている事は、①公民館活動でここ数年、新たなサークルが毎年誕生し、サークル活動活性化の支援をしていること。（全国的にサークル活動が低迷・衰退している中でのサークル誕生は大きな成果） ②図書館では、展示やイベント等の開催で読書の意欲喚起を図る工夫（全国的な読書離れの中で善戦）などの努力への感謝や意見交換等です。

さて、青少年にまつわる事件が報道されると、さまざまな問題が堰を切ったかのように街にあふれているといった感覚になるものですが、幼い頃からの子どもを知っている地域の人は、自信をもってその青少年と接することができ、青少年も聞く耳を持って接してきます。声をかけてくれる大人の存在は自分を見つめ、バージョンアップするために必要なことであり、このような関係はとても貴重なものとなります。

現在、地域の皆さんや保護者の皆さんが学校運営に参画する仕組みの学校運営協議会制度（コミュニティースクール）の町立学校への導入準備が進められていますが、コミュニティースクールは、地域や企業、サークルなどの持つ教育力や前向きエネルギーで子ども達のバージョンアップを手助けしてもらえる良さがあります。どれだけの効果があるかは未知数ですが、いろいろな力を結集したものが「地域教育力」になり、子ども達の好奇心や学習意欲を高め、子ども達が未来を切り拓く力を大きく伸ばしてくれます。これから、この青少年問題協議会を形成する様々な団体・関係諸機関の皆さんのお知恵を拝借し、お力をお借りすることが多々あるかもしれませんが、ご支援・ご協力を宜しく願います。コンパクトな町に合った地域教育の力・持続可能な活動内容で、心地よい青少年育成の風が寒川のあちこちに吹くことを願っています。

令和3年度第1回寒川町青少年問題協議会情報交換 提出資料
「青少年を取り巻く状況や各団体での活動等について」

〔氏名〕堀 洋己（名簿No. 7）

〔所属〕寒川町社会教育委員

昨年寒川町社会教育委員会はコロナウイルスの関係で、公民館部会、図書館部会共書面会議が多く、私の所属する公民館部会は、対面による全体会議が1回、書面会議が2回を余儀なくされました。

会議内容はいかに公民館の利用拡大を図るかが大きな議題でした。

私が最近のニュースで気になっているのは、女子テニスの大坂なおみ選手のことです。全仏オープンを棄権しましたが、その理由がなんと、うつ病という障害を持った病気であったという事が判明しました。

彼女の性格は人前での会話が苦手で、各国のメディアや記者から種々、雑多な質問が出ればまだ若い彼女（22歳）としては満足に答えられずストレスになるのは当然の成り行きだと思います。プロのテニス界（特に4大大会）には、インタビューに応えなければならないという規定があるらしいが、病人にこのような規定を課すことはどうかと思います。今の若い人々には彼女と同じような、病を持った（障害 or 性格）人も中にはいるのではないかと心配しています。このような若い人たちの、メンタルヘルスケアをどうするか最悪な事態にならない様考える必要があるのでは無いでしょうか。

このような若者を見つけることはなかなか、難しいことと思いますが・・・。

令和3年度第1回寒川町青少年問題協議会情報交換 提出資料
「青少年を取り巻く状況や各団体での活動等について」

〔氏名〕 坂本 仁義（名簿No. 8）

〔所属〕 茅ヶ崎警察署長

茅ヶ崎警察署管内少年非行等・少年が関わる事故の概要

1 少年非行等の概要

県内及び茅ヶ崎警察署管内における刑法犯認知件数は減少傾向にあり、非行少年の検挙・補導人員も一昨年比で減少しています。

ただし、県内においては、街頭犯罪で検挙・補導される少年の割合は4割以上を占め、再犯者率も3割以上で推移しています。

また、少年を取り巻く環境では、特殊詐欺に関わる少年は依然として多く、また、大麻をはじめとした薬物乱用により検挙・補導される少年は大幅に増加しているほか、SNS等のインターネットに起因する非行や犯罪被害の問題も多く発生しています。

2 少年が関わる交通事故の概要

コロナ禍において、県内及び茅ヶ崎警察署管内は、少年が関わる交通事故の件数は昨年比若干の減少傾向にありますが、無免許運転や暴走行為が増加傾向にあります。

当署管内の交通事故の特徴ですが、坂道が少なく平たんな道路が多いため通勤通学での自転車利用者が多く、自転車関連事故の構成率が全事故の約40%と高い比率となっている点が挙げられます。

また、子どもが関わる交通事故の特徴についてですが、まず、小学生が関わる交通事故の大半は歩行中の飛び出しが大半を占めており、中・高生については、自転車運転中の出会い頭事故が大半を占めています。

当署では、ツイッター等を利用した情報発信活動を通じて利用者に対する交通安全利用意識の向上に努めていきます。

令和３年度第１回寒川町青少年問題協議会情報交換 提出資料
「青少年を取り巻く状況や各団体での活動等について」

〔氏名〕 加藤 康介（名簿No. ９）

〔所属〕 湘南地域県政総合センター副所長

特にありません。

令和３年度第１回寒川町青少年問題協議会情報交換 提出資料
「青少年を取り巻く状況や各団体での活動等について」

〔氏名〕 前田 久子（名簿No. 10）

〔所属〕 寒川町民生委員児童委員協議会

私達は７３名（主任児童委員５名含む）が地区を担当し、より良い生活環境や相談に応じ支援している団体です。主任児童委員をはじめ児童委員として、不登校や引きこもっている地域の青少年を見守る活動をしています。

ただ、昨年からの新型コロナ感染の影響で学校行事、各団体主催キャンペーンも中止となり、情報交換が少なくなってきました。

私達は従来通りの活動の中で、相談や、心配事等があった場合は速やかに、行政や関係各所に連携し、健全育成につながる様に協力しています。

令和3年度第1回寒川町青少年問題協議会情報交換 提出資料
「青少年を取り巻く状況や各団体での活動等について」

〔氏名〕 小泉 聖（名簿No. 11）

〔所属〕 茅ヶ崎・寒川地区保護司会

1 令和3年度活動状況について

- ・4月の薬物防止キャンペーンは、昨年同様、会場となる茅ヶ崎市民まつりが新型コロナウイルスまん延防止対策で中止のため、未実施。
- ・7月が強調月間である「社会を明るくする運動」は、密を避けることから各種団体に協力を頂いている街頭での啓発を中止し、懸垂幕・幟旗の設置、ポスターの掲示、デジタルサイネージを役場ロビーで放映、茅ヶ崎市役所ロビーでの薬物防止パネル展の実施（7月5日～7月9日）となります。
また、中学生の夏休みを利用した社会を明るくする運動作文は、「日常の家庭生活や学校生活の中で体験したことを基に、犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行をした人の立ち直りについて」をテーマとした募集ですが、茅ヶ崎・寒川地区では、積極的な募集は昨年度と同様に、今年度も見送ることとしました。
- ・寒川町内における夏休み中の防犯パトロールを計画しています。
- ・保護観察所観察官を講師にお招きする年3回の研修の第1回目は新型コロナで中止となりましたが、テキストを配布し、保護司としての知識を高める努力をしています。
次回以降の研修についても同様の対応となります。
- ・保護更生施設等の視察研修については、中止です。

2 保護司個人の活動である「保護観察者との面接」について

- ・保護観察に付された者との面接は、基本は月2回の家庭訪問や保護司の自宅や更生保護サポートセンター（茅ヶ崎消防の1室をお借りしています。）等で行います。
健康や生活の現状を把握し、困ったことなどの相談、決められた遵守事項の指導監督を行うものですが、今年も電話やメールのやり取りも手段として認め、会うにしても密室を避け、短時間で、マスク着用で実施しますので、表面的な面接になりやすく、「生きづらさ」を感じている被面接者との悩みを共有することが難しく、対象者が悩みを発散することなく自己の中にストレスを蓄積して行くことが心配です。

3 茅ヶ崎・寒川町地区の保護観察件数について

- ・令和3年6月現在、保護観察件数が全体で50件（寒川町分13件）、その内青少年関係が24件（寒川町分5件）で、昨年9月の報告（全体72件、青少年44件）よりも大きく減少しています。大きな要因は、茅ヶ崎市内の保護観察処分を受けた青少年関係が34件から17件に半減したことです。寒川町内においても、青少年は7件

から 5 件に減となっています。

茅ヶ崎市に対する寒川町の人口比は 1 6 . 7 %弱ですので、寒川町は全体では 26%、青少年に限っても 20.8%と保護観察者の比率は高い状況にあります。

令和3年度第1回寒川町青少年問題協議会情報交換 提出資料
「青少年を取り巻く状況や各団体での活動等について」

〔氏名〕 濱田 品枝（名簿No. 12）

〔所属〕 寒川町婦人会

新型コロナウイルス感染症において、2年目に入ります。何事においても、中途半端な気持ちになっているのは、私だけでしょうか。

今年は、学校の休校も無く、児童は元気よく、登校していく姿が、わが家から見る事が出来ホッとする中、1人で後から行く子、寝坊したのかなと、思ったりしています。

男孫は不規則に、午前中は学校に、午後帰宅後リモートをし、又その逆だったりです。

学童保育の支援員さんが、「児童の中にも親の都合の休み明けの子などは、クラブに来て遊びが攻撃的ですね。」とお話ししてくださいました。

婦人会では、コロナ禍において、三密にならずに出来る屋外での活動として、6年目となる寒川小学校の通学路の危険箇所点検を校長先生にお会いして実行しました。学校裏門からの「寒川調圧タンク」付近の横断歩道のポールが根元から折れていた、白線が薄くなっていた、など、地図と写真をそえて、町の教育委員会に持参しました。

また、会員の皆様に声掛けし、ストレス解消にもなるように「寒川をもっと知ろう」寒川観光協会のガイドさんに根岸の弁財天の由来、信玄芝原公園、寒川神社参道鳥居、境内、神嶽山神苑を四班に密を作らないようにガイドして頂き汗を流しました。

9月の交通安全週間に向けて折り鶴をおります。

皆様と一緒に良い活動が出来ることを祈りながら、子ども料理教室のご案内ができればと思います。

令和3年度第1回寒川町青少年問題協議会情報交換 提出資料
「青少年を取り巻く状況や各団体での活動等について」

〔氏名〕 木村 佐智江（名簿No. 13）

〔所属〕 寒川町小中学校長会 小学校

新型コロナウイルスの感染防止対応で依然として教育活動にはさまざまな制約があるが、児童にとっては、その生活があたりまえになりつつある。行事が中止や縮小になっても「コロナだからしかたがない」と納得している。が、その聞き分けのよさが逆に不安でもある。

児童の表面上の様子に大きな変化はないが、我慢を強いられる状況が今後しばらく続くなかで、児童の心にどのような影響を及ぼすが、それが言動にどう表れるか注意深く見守らなければならないと考える。

- 学校生活に対する精神的な不安から休みがちな児童はいるが、登校してしまえば通常の活動ができる。担任が本人や保護者と相談し、時間を限定したり、別室で個別指導を受けたりすることで学校とのつながりを保っている児童もいる。

昨年度、コロナ感染不安から登校を控えている児童がいたが、今年度は登校を復活した

- 個別支援を要する児童が年々増加しているように感じる。教職員（学校）でだけでなく、家庭や町、外部機関とも連携し、適切な支援が行えるよう努めているが、一人ひとりに十分な支援を行うだけの余裕がないのが実状である。

- 保護者の養育に対する支援について、町の子育て支援課や児童相談所と連携するケースが何件かあり、昨年度から現在まで継続中のものもある。しかし、実際に支援を要する家庭、保護者はもっと多くあると感じる。児童や家庭が抱える課題について学校と保護者の見方が異なるため、協力を得にくいという面もある。

- ゲーム・YouTube など、低学年の児童でさえも生活の一部になっている。家にいるほとんどの時間をゲームに費やしている児童もいる。SNSトラブルは表面化していないが、情報モラル教育をするとともに、生活や健康面への影響も懸念されるので注意深く見ていく必要がある。

できないことが多くなってしまった学校ではあるが、児童の多くはできることを最大限がんばろうと前向きに学校生活を送っている。が、いまだに校内外で実際に体験する活動の多くが制限されているのが、とても残念である。また、小学校はこれまで地域の方々に教わりながら体験する活動を多く取り入れてきたが、これらの活動も昨年からはほとんどストップしてしまっている。

地域の方々とふれあう機会は少なくなってしまったが、登下校の見守りなど常に気にかけていただいております、とてもありがたく思う。

令和3年度第1回寒川町青少年問題協議会情報交換 提出資料
「青少年を取り巻く状況や各団体での活動等について」

〔氏名〕 臼井 浩美（名簿No. 14）

〔所属〕 寒川町小中学校長会 中学校

- 3中学校とも全体としては生徒指導面は落ち着いた状態です。
- 教育活動については、感染予防に努めながら、少しでも生徒たちが充実感をもてるようにと各学校とも工夫して取り組んでいます。
- 修学旅行については当初の予定を延期しましたが、新たな日程での実施に向けて準備を進めています。昨年は中止となった部活動の夏の大会は今年度は実施の方向で進んでいます。保護者の方々の観戦については学年や人数の制限を設けてご協力をいただく予定です。教育活動で当たり前に行ってきたことの有り難みがわかる今年度の活動として取り組んでいます。
- 学校行事について地域の方々に見ていただく機会が持てないことについても、もうししばらくご理解いただければと思います。
- タブレットを活用した授業も進んでいます。資料の提示、意見の集約、意見交流、振り返りなどタブレットでできることの可能性が広がりつつあります。
- 今年度より各校1名配置のFLTの存在は大きく、日常的な関わりの中で生徒たちが英語に親しむことができるようになりました。できることから、英語に親しむ環境づくりを大事にしていきたいと考えています。
- 課題としては、SNSの問題があります。情報モラルについての講演会を行ったところ、知識として知っていることと実際の生活がまだまだ結びついていないことがわかり、生徒たちには繰り返しこのような研修会や指導を行う必要性を感じたところです。生徒指導については、日常的な生徒の状況把握と信頼関係の構築が大事であると捉えています。

令和3年度第1回寒川町青少年問題協議会情報交換 提出資料
「青少年を取り巻く状況や各団体での活動等について」

〔氏名〕 田村 丈晴（名簿No. 15）

〔所属〕 寒川高等学校

寒川高校は、寒川町唯一の高等学校として、今年で創立44年目を迎えました。今年度の入学者は253人で、277人の募集に対して24人少ない数となりました。寒川町からの入学者数は48人で昨年度より2人増、茅ヶ崎市からは67人で昨年度より18人減、その他の地域は昨年度より9人減という状況です。県下の中学校の卒業生徒数が減少しているため、今年度は昨年度より1クラス少ない7クラスの募集でした。1学年は8クラスにしましたので、1クラス32人程度となっています。

今年度は、新型コロナウイルスの影響で、通勤時間帯を避けるための時差登校が続いており、生徒の登校時間を9時としています。当面はこの対応が続きそうですが、昨年度のように臨時休業や分散登校になることなども想定し、オンライン授業も実施できるように準備しています。1年以上にわたるコロナ過での様々な制約の中、不安やストレスを抱えている生徒も多く、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携した相談支援体制を整えて、丁寧に対応しています。

生徒指導上の課題は少なくありませんが、ここ数年落ち着いてきており、特に昨年度は問題行動の発生件数が大幅に減少しました。しかし、今年度に入ってから校内外で問題行動が目立っており、登下校時の自転車の交通事故も複数発生しています。生徒が自立した社会人としての自覚を持って卒業していけるように指導したいと考えています。今後も引き続き、毎日下校時に複数の職員が駅方向まで巡回し、交通安全やマナーについて指導してまいりますので、地域の方々にもご理解とご協力をいただければ幸いです。

本校では、日頃から生徒との関わりを深めていくこと、生徒の学習意欲を喚起し、生徒が主体的に取り組める授業を展開することを目標に、職員が一丸となって取り組んでいます。部活動も多く部で活動が活発になってきており、本校公式ツイッターで活動の様子を発信しています。

地域との連携については、例年参加させていただいている行事、イベントが昨年度は中止となってしまいましたが、今後も様々な形で地域との連携、交流を深めたいと考えています。今年3月の卒業生は288人で、進学が約55%、就職が約38%、未定が約7%でした。就職希望者は108人いましたが、全員就職することができました。そのうち12人は寒川町内の企業で採用していただいています。地元企業でのインターンシップや企業説明会をはじめ、進路の部分でも地域との連携を深め、卒業後に地域に寄与していくような人材の育成に努めたいと考えています。

令和3年度第1回寒川町青少年問題協議会情報交換 提出資料
「青少年を取り巻く状況や各団体での活動等について」

〔氏名〕 鈴木 茂（名簿No. 16）

〔所属〕 寒川町自治会長連絡協議会

本年度の4月より任命されましたが、過去の経緯については何の引き継ぎ事項もなく、全く知らされていませんので本資料提出についても突然の要求ですので驚いています。

とりあえず、大曲自治会の話に限定して「子ども会」活動の話をさせていただきます。

当地区には東西に二つの子ども会がありますが、自治会の活動に参加して気が付いたことは、新規の加入者が少なく、会員集めに苦勞している模様です。その原因は各子供たちが習い事が多く、時間的に子ども会行事に参加できる余裕がないとのことでした。このような状況はどこの地区でも同じようであるように考えます。

そうした中で自治会の観点からこのような状況を打破するために財政的な援助や設備面の協力をはかりより多くのメンバーが子ども会に参加し、さまざまな楽しい経験を味わうことができればと考えます。

その第一弾として大曲集会所に自治会が新規に導入したプロジェクターと大型スクリーンを活用して映画会を開催することになりました。

自治会にとっても子供たちの健全な成長は今後の自治会の発展に繋がりますので世話役の方々と協力して展開していきたいと考えます。

令和3年度第1回寒川町青少年問題協議会情報交換 提出資料
「青少年を取り巻く状況や各団体での活動等について」

〔氏名〕 江藤 教淳（名簿No. 17）

〔所属〕 寒川町青少年指導員連絡協議会

青少年の健全な育成活動を推進するため、青少年関係団体の皆様と連携を図りながら事業を実施しています。具体的な活動内容としては、以下のとおりです。

①定例会

月1回開催し、各事業内容について協議、決定しています。

②町からの委託事業

6月 子どもまつり

5～11月 小学生体験学習焼いもとポン菓子体験

8月 小学生体験学習キャンプ

③成人式への協力

会場の受付や巡回警備等を行っています。成人式の企画運営を行っている成人式実行委員会には、青少年指導員2名をオブザーバーとして派遣しています。

④愛護パトロール

主に7月、11月、3月に実施しています。青少年の蛸集(いしゅう)、飲酒、喫煙などの抑止対策として、車両を使用し町内全域にわたるパトロールを行い、青少年の健全育成と非行防止を図っています。

⑤神奈川県主催の研修会及び講演会への参加

⑥子ども会、公民館等の団体育成のための協力

子ども会や公民館等からの依頼を受け、各団体事業に協力しています。

⑦ゲーム・キャンプ等事前研修

必要に応じて事前に研修や勉強会を行っています。

⑧ジュニアリーダーの育成

月1回の定例会やボランティア体験、研修会等を通じて中学生以上のボランティアグループの育成を行っています。

⑨PR活動

産業まつりへの出店、青少年指導員だより「かけはし」の発行を行っています。

例年と同様に令和3年度につきましても、以上のとおり計画しており、4月及び5月は定例会を行いました。現在の新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みて、③成人式への協力及び④愛護パトロールのみ行うこととし、その他の活動については①定例会を含め10月まで休止することといたしました。

令和3年度第1回寒川町青少年問題協議会情報交換 提出資料
「青少年を取り巻く状況や各団体での活動等について」

〔氏名〕 古山 真一（名簿No. 18）

〔所属〕 寒川町PTA連絡協議会

本会は、町内小中学校8校のPTAで組織している団体です。

活動方針は、寒川町PTAの健全な発展を図ることを第一に、それに伴う様々な事を行っております。また、3つの部会活動もあり、それぞれ8校のPTAから選出して頂き構成しております。

- ・ふれあい部会（会員と子ども達の交流を深める事業の開催等）
- ・広報部会（広報誌の発行等）
- ・校外部会（交通安全、防犯等に係る事業等）

特に、校外部会として、犯罪や不審者から子ども達を守る事を念頭に「ハートの家」と、「こども110番パトロール隊」という事業も各校PTAと連携しながら行っております。

また、事務局では、PTA大会や教育委員の皆様との懇談会の企画運営もしております。

今後も、町内小中学校8校のPTAで協力し合い、寒川町の子ども達の「笑顔と健やかな成長」の為に、微力ではありますが活動を続けていきたいと思っております。

- ・「ハートの家」（地域における子ども達の緊急避難場所）
- ・「こども110番パトロール隊」（自転車にプレートを付けて防犯の抑止力にする）

令和３年度第１回寒川町青少年問題協議会情報交換 提出資料
「青少年を取り巻く状況や各団体での活動等について」

〔氏名〕 菅原 真砂美（名簿No. １９）

〔所属〕 寒川町青少年環境浄化推進協議会

寒川町青少年環境浄化推進協議会は、７月、１１月に横断幕を役場図書館わきの駐車場に設置予定ですが、令和２年度に引き続き、令和３年度につきましても、コロナ禍でほとんどの活動を自粛している状態です。

今後もしばらくは今までのような形の活動は出来ないのではないかと。今後、どのようにするべきか、当協議会の在り方について、話し合っていく予定です。

令和3年度第1回寒川町青少年問題協議会情報交換 提出資料
「青少年を取り巻く状況や各団体での活動等について」

〔氏名〕 織田 敦（名簿No. 20）

〔所属〕 寒川青年会議所

大きい声を出してはいけない。

挨拶はなるべくしない。

笑ってはいけない。

外には出ず、家でおとなしくゲームをする。

こんな子供たちが増えてきているように感じます。

児童・生徒たちを含めた若者を制限することが多くなっていることをとても感じます。

自分のことばかり考えてしまう世の中ではありますが、こんな時こそ我々がなにか与えられるような大人になりたいと思います。

我々青年会議所の活動としましては、

今年3月20日（土）に寒川みんなの花火実行委員会が主催する「おもいで花火～子どもたちへのプレゼント～」の開催に全面的に参画いたしました。

今年もイベントの中止が多くなっている中、なにかできることをしてあげたい、そのような所存であります。

令和 3 年度「青少年の非行・被害防止全国強調月間」

主 唱 内 閣 府

内閣府では、昭和 54 年度以来毎年 7 月を「青少年の非行・被害防止全国強調月間」とし、関係省庁、都道府県、市区町村、民間団体等と連携しながら総合的な非行防止活動を展開しています。

【寒川町における具体的な取り組み】

1 会 議

- ☆ 寒川町青少年問題協議会
 実施日 7 月に書面開催
 内 容 情報交換

2 青少年育成広報啓発活動

- ☆ 寒川町ホームページ掲載
 内 容 青少年の非行・被害防止全国強調月間の周知

- ☆ 懸垂幕・横断幕掲示
 期 間 懸垂幕 7 月 1 日（木）～7 月 31 日（土）
 横断幕 7 月 1 日（木）～7 月 31 日（土）
 ※天候によって取り外している場合があります。
 設置場所 寒川町役場総合図書館駐車場、寒川町役場分庁舎
 スロガン 「薬物は地獄へ通じる死の扉」
 「知らんぷり、大人がつくる、子のマナー」
 実施主体 寒川町青少年環境浄化推進協議会

- ☆ 街頭啓発活動
 7 月が強調月間である「社会を明るくする運動」は、新型コロナウイルス感染防止のため街頭での啓発活動は中止し、代わりに次の内容を実施します。
 期 間 7 月 1 日（木）～7 月 31 日（土）
 内 容 社会を明るくする運動
 ・懸垂幕の設置（寒川町役場分庁舎）
 ・幟旗の設置（寒川町役場敷地内、寒川駅周辺）
 ・ポスターの掲示（広報掲示板）
 ・デジタルサイネージの放映（寒川町役場ロビー）
 実施主体 茅ヶ崎・寒川地区保護司会（関係団体が協力）

3 青少年愛護キャンペーン活動

- ☆ 青少年愛護パトロール（青色回転灯装備車）
 実施日 7 月 6 日（火）、7 月 20 日（火）
 場 所 寒川町内
 実施主体 寒川町・寒川町青少年指導員



すきっぷ

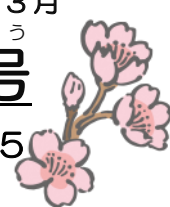


2021年3月

はるごう

春号

No.85



まなべいだよ！もうすぐお花見のシーズンだね！今月号もいろいろな講座を紹介するよ！感染症対策をしてみんなぜひ参加してみてね！☆印はゆうゆう学園対象事業のマークだよ！スタンプを10個集めると修了証と記念品がもらえるよ！



※新型コロナウイルス感染症拡大状況等により、事業が中止となる可能性があります。

詳しくは各担当へお問合せください。

イベント・講座等に参加される場合は、必ずマスクを持参し感染症拡大防止にご協力ください。

さむかわちやうみん

寒川町民センター

TEL:74-2333 FAX:75-2239

受 9:00~17:00 休 毎月第3月曜日・年末年始 住 〒253-0196 宮山165

ふれあいコンサート

子どもから大人までピアノと声楽を楽しめるコンサートです。

出演:羽賀ゆかり(ピアニスト)、柴山晴美(ソプラノ歌手)

日時 3月28日(日)13:30~15:00(13:00開場)

申込み 3月1日(月)~指定席券を同館、町民センター分室、北部・南部公民館にて配布。

☆子ども科学教室

①②万華鏡を作ろう

スリーミラー、二等辺三角形の万華鏡を作るよ！

日時 ①4月17日(土)、②5月22日(土)
10:00~11:30

③みんなで作る系かけ素数アート

48本のピンを打った板に糸をかけて作るよ！

日時 6月5日(土) 10:00~11:30

④みんなで作る系かけ素数アート

24本のピンを打った板に糸をかけて作るよ！

日時 7月11日(日) 10:00~11:30

《共通》

持ち物 筆記用具 ③、④は電卓も持参

対象 ①、③町内在住小学4~6年生 ②、④町内在住小学1~3年生 各5人【先着順】

費用 ①、②300円、③、④200円【全て材料費】

申込み ①4月3日~、②5月8日~、③5月22日~、④6月26日~(全て土曜日)

いずれも同館に電話か直接

☆子ども映画会

第①回 ライオン・キング ※日本語吹き替え版

第②回 ウォーリー ※日本語吹き替え版

第③回 カールじいさんの空飛ぶ家 ※日本語吹き替え版

第④回 ルパン三世カリオストロの城

日時 ①4月24日(土)、②5月15日(土)、③6月20日

(日)、④7月3日(土) 各2回上映

午前 10:00~(9:30~受付)

午後 13:00~(12:30~受付)

対象 町内在住の未就学児~中学生とその保護者
各25人【先着順】

申込み ①4月10日~②4月24日~③6月5日~
④6月19日~(全て土曜日)、同館へ電話か直接

北部文化福祉会館

TEL:74-1515 FAX:74-7405

受 9:00~17:00 休 毎月第3月曜日・年末年始 住 〒253-0106 宮山2820-

☆親子サロン(部屋の開放)

和室の開放(おもちゃ有り)

日時 毎日午前中 ※緊急事態宣言期間中は中止。

対象 未就学児とその保護者

☆おはなし図書館

日時 4月3日、6月5日(全て土曜日)
10:30~11:00

対象 町内在住幼児~小学生低学年(親子可)
各回10人程度

申込み 3月7日(日)~同館へ電話か直接



もうしにらんがいないもよおとうじつうけつけ
申込み欄がない催しは当日受付だよ！

☆こどもフラワーアレンジメント

日時	5月1日(土) 10:00~12:00
対象	小・中学生 8人 ※小学3年生以下は保護者同伴【先着順】
費用	500円(材料費)
持ち物	花ばさみ
申込み	4月3日(土)~同館へ費用をもって直接

☆七夕飾り作り教室

おがみ つか たなばたかさ
折り紙を使った七夕飾りづくり。

日時	7月3日(土) 13:30~15:00
対象	小学生以下(親子可)15人【先着順】
持ち物	はさみ、木工用接着剤
申込み	6月5日(土)~同館へ電話か直接

☆こども卓球教室

日時	7月~9月の第2、4火曜日 15:50~17:30
対象	小学生 各回10人程度
持ち物	運動できる服装、室内履き
申込み	6月1日(火)~同館へ電話か直接

南部文化福祉会館

TEL:75-0281 FAX:75-1777

受 9:00~17:00 休 毎月第3月曜日・年末年始 住 〒253-0111 一之宮 8-5-20

☆おはなし広場

幼児の部

日時	3月12日、5月14日(全て金曜日) 10:30~11:15
対象	町内在住幼児とその保護者5組【先着順】
申込み	3日前までに同館へ電話か直接

小学生の部

日時	①3月27日、②4月10日(全て土曜日) ①10:30~11:15、②11:30~12:00
対象	町内在住小学生10人【先着順】
申込み	3日前までに同館へ電話か直接

☆子どもお琴体験教室

日時	3月28日(日) 13:30~15:00
対象	町内在住小学3年生以上 6人【先着順】 ※お琴の貸し出しあります。
申込み	3月13日(土)~同館へ電話か直接

☆子ども樹脂粘土教室

こいのぼりをつく 11:30~おはなし広場があります。

日時	4月10日(土) 10:00~11:30
対象	町内在住小学生 10人【抽選】
費用	300円(材料費)
申込み	3月13日(土)~26日(金)の間に同館へ電話か直接 ※申込み多数の場合27日(土)に抽選し申込者全員に電話で連絡します。

☆親子でクラフト教室

ピクニックのお弁当をおりがみでつくろう!

日時	5月14日(金) 10:00~10:30
対象	町内在住幼児とその保護者5組【先着順】
費用	100円(当日徴収・材料費)
申込み	4月9日(金)~同館へ電話か直接

☆親子で防災気象講座

あつしょうがくせい じぶん いえ だいじょうぶ
~集まれ小学生!自分の家は大丈夫?~

気象の基礎知識と洪水への備えについて学ぶよ!

日時	6月5日(土) 10:00~11:30
対象	町内在住・在勤の小学生と保護者 10組 【先着順】(小学5年生以上は子どものみの参加可)
申込み	5月1日(土)~同館へ電話か直接

☆子どもバドミントン開放

日時	毎週火曜日 13:00~17:00 ※緊急事態宣言期間中は中止。
対象	中学生以下の子ども
持ち物	ラケット(貸出あり)

南部ほっとオアシス

幼児と保護者に敬老室を開放します!

日時	毎日 9:00~12:00 ※緊急事態宣言期間中は中止。
対象	町内在住幼児とその保護者

どようび かい 土曜日おはなし会

季節にちなんだ絵本や紙芝居の読み聞かせをするよ！



日時 ①3月20日、②4月3日、③17日、④5月1日、⑤15日、⑥6月5日、⑦19日、⑧7月3日(全て土曜日) 11:00~11:20

場所 寒川総合図書館

対象 幼児~小学生(親子可) 5組【先着順】

申込・問合せ ①3月6日~、②3月20日~、③4月3日~、④4月17日~、⑤5月1日~、⑥5月22日~、⑦5月29日~、⑧6月19日~(全て土曜日)寒川総合図書館へ電話か直接

※6月8日(火)~12日(土)は蔵書点検のため受付不可。

寒川総合図書館 TEL: 75-3615

かい おひざにだっこのおはなし会

絵本やわらべうたで楽しいふれあいの時間を過ごそう！

日時 ①3月24日、②4月28日、③5月26日、④6月23日(全て水曜日) 11:00~11:20

場所 寒川総合図書館

対象 0~2歳児とその保護者5組【先着順】

問合せ ①3月2日(火)~、②4月1日(木)~、③5月1日(土)~、④6月1日(火)~寒川総合図書館へ電話か直接※6月8日(火)~12日(土)は蔵書点検で閉館中のため受付不可。寒川総合図書館 TEL75-3615



りくじょうきょうぎむりょうたいけんきょうしつ 陸上競技無料体験教室

日時 4月17日(土)、24日(土) 8:25~12:00

※雨天の場合翌週に順延

場所 田端スポーツ公園競技場

対象 小学生 15人 【先着順】

持ち物 動きやすい服装、飲み物、タオル

申込・問合せ 4月1日(木)~各回前日までに NPO 法人 スポーツクラブ 1994 へ名前、学年、性別、電話番号、郵便番号を記入してメールで☛: info@np01994.com

むりょうたいけんきょうしつ サッカー無料体験教室

日時 5月15日(土)、22日(土) (全2回) 8:25~11:00 ※雨天時は翌週に順延

場所 田端スポーツ公園競技場

対象 小学生 各15人【先着順】

持ち物 飲み物、タオル、運動できる服装

申込・問合せ 5月1日(土)~各回前日までに NPO 法人 スポーツクラブ 1994 へメールで名前、学年、性別、電話番号、郵便番号を記入してメールで☛: info@np01994.com



ちやうないしょうがくせい きやうしつ 町内小学生ソフトテニス教室



日時 令和3年4月~令和4年3月の毎週土・日曜日 7:45~10:30 ※見学・体験有

場所 青少年広場内ソフトテニスコート

対象 小学3~6年生(定員はなし)

持ち物 テニスシューズ(底の平な靴でも可)、飲み物、帽子、タオル、運動できる服装※ラケット・ボールは貸出

申込・問合せ 3月1日(月)~

寒川ソフトテニス協会教室室長 庭野へ電話で申込み
TEL: 74-0092、090-2254-7742

保育・青少年課 ※4月から担当が学び推進課に変更します。

TEL74-1111 FAX:74-5613

メール: kodomo@town.samukawa.kanagawa.jp

たいけんかい レクリエーションゲーム体験会

ジュニアリーダーと一緒に手遊びやゲームを行うよ！

日時 3月20日(土) 10:00~11:30

場所 シンコースポーツ寒川アリーナ

対象 町内在住小学4年生~中学生 30人【先着順】

持ち物 上履き、水筒、動きやすい服装(スカート不可)

申込み 3月1日(月)~18日(木)の間に同課へ電話、直接、メールまたはFAX

よんくたいけんかい ミニ四駆体験会

初心者大歓迎！ジュニアリーダーと一緒にミニ四駆を作って走らせよう！

日時 7月3日(土) 10:00~12:00

場所 町民センター

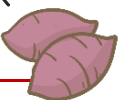
対象 町内在学小学4年生~中学生 20人【先着順】

費用 500円(参加費)

持ち物 プラスドライバー、ニッパー

申込み 5月19日(水)~6月11日(金)の間に同課へ電話、直接、メールまたはFAX

やき がし ☆焼いとポン菓子体験



日時 ①苗植え 5月22日(土)9:30~(9:00~受付)

②種まき・草取り 7月24日(土)9:00~(8:45~受付)

③収穫・イベント 11月6日(土)10:00~(9:45~受付)

※天候により日時変更の場合有、予備日は翌日。

集合 小谷小学校駐輪場前 **会場** 大久保農園

対象 町内在住の小学生 30人【先着順】

※3回全て参加できる人、参加児童に幼児の兄弟がいる場合は保護者同伴で参加可

費用 300円(参加費) ①苗植えに持参

持ち物 軍手、帽子、飲み物、タオル、汚れても良い服装

申込み 4月19日(月)~5月21日(金)までの間に同課に電話、直接、メールまたはFAX

☆子どもまつり

みんなで集まってゲームをしよう！

日時 6月5日(土) 9:30～12:30

(9:10～9:30 受付) ※雨天決行

場所 シンコースポーツ寒川アリーナ

対象 町内在住小学生 50 人【先着順】

持ち物 水筒、タオル、手提げ袋、上履き、靴を入れるビニール袋、動きやすい服装(スカート不可)

申込み 5月17日(月)～28日(金)までの間に

同課へ電話、直接、メールまたはFAX

※共通事項：メールで申し込みの際は、「参加希望講座」、参加者名、学校名、学年、性別、住所、電話番号を記入してください。

寒川町ジュニアリーダー新会員募集

友達作り、コミュニケーション能力向上、ボランティア活動で進学、就職時の自己PR！

内容 レクリエーションゲームの練習や事業の企画、実施。子どもまつりや小学生体験学習等への参加。

日時 定例会 毎月1回 定例会(主に第2土曜) 10:00～12:00

各事業 別途お知らせします。

場所 寒川町役場東分庁舎 会議室ほか

会費 600 円(1 年間) ※イベント参加時に参加費あり。

対象 町内在住中学生以上

申込・問合せ 同課へ電話か直接

詩吟教室

詩吟について学ぶよ！

日時 3月7日、21日、28日(全て日曜日) 13:30～16:00

場所 南部文化福祉会館

対象 小学生～大人

費用 大人のみ1,000 円(資料代・当日徴収)

申込・問合せ 寒川町吟剣詩武道連盟

鈴木までに電話で

Tel/FAX: 74-5322

さむかわ

がくえんしゅうりょうしき

し

寒川ゆうゆう学園修了式のお知らせ

対象者には案内状を送付いたします。町長から修了証と記念品を授与します。



日時 3月25日(木) 14:00～

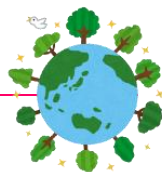
対象 令和2年4月～令和3年3月までに申請を行った方 ※今年度の修了証を希望する場合は3月19日(金)までに申請をしてください。

場所 寒川町役場本庁舎 応接室

問合せ 協働文化推進課 TEL: 74-1111 内線 274

☆環境教室

マイオリジナル温度計を作って省エネライフを学ぼう！



日時 5月15日(土) 10:30～12:00

場所 シンコースポーツ寒川アリーナ

対象 町内在住小学3～6年生 20人【先着順】

申込・問合せ 4月8日(木)～23日(金)までの間に 環境課へ電話か直接 TEL: 74-1111

☆親子でチャレンジ！防災クッキング

ポリ袋を使って料理を作ります！

日時 6月27日(日) 10:00～12:00

場所 健康管理センター

対象 町内在住3歳6ヶ月～未就学児とその保護者 6組【抽選】

費用 保護者200 円、子ども100 円

持ち物 エプロン、三角巾、飲み物、上履き

申込・問合せ 6月1日(火)～7日(月)までの間に健康・スポーツ課へ電話かFAX Faxの場合は①講座名、②名前、③住所、④電話番号を記入してください。

※応募が多数の場合は抽選を行い9日(水)までに電話で連絡をします。

TEL: 74-1111 FAX74-9141

※4月から担当が健康づくり課になります。



編集・発行：寒川町 協働文化推進課 文化担当

※4月から担当が学び推進課になります。これからもすきっぷをよろしくね！☆

TEL 0467-74-1111(内線 274) FAX 0467-74-9141 Eメール bunka@town.samukawa.kanagawa.jp

HP <http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/index.html>

寒川町のイベントや講座情報はHPでも公開中。大人も子ども楽しめる情報満載！

寒川町 イベント 検索

f 神奈川県寒川町 samukawa_town samukawa_official



すきっぷ



2021年7月
なつごう
夏号
No.86



もうすぐ楽しい夏休み！今月号は町や公民館等が実施している子ども向けの講座・イベントがいっぱい！感染症防止対策をしっかりと、いろいろな講座に積極的に参加して充実した夏休みを過ごそう！



※新型コロナウイルス感染症拡大状況等により、事業が中止となる可能性があります。
詳しくは各担当へお問合せください。
イベント・講座等に参加される場合は、必ずマスクを持参し感染症拡大防止にご協力ください。

さむかわちょうみん

寒川町民センター

TEL 74-2333 FAX 75-2239 受 9:00-17:00

休 毎月第3月曜日・12/29-翌年1/3 住 〒253-0196 寒川町宮山165

☆子どもパステルアート

パステル(粉クレヨン)を使って絵を描こう！

日時 7月25日(日) 13:30~15:00
対象 町内在住小学生 10人【先着順】
持ち物 手を拭くタオル
申込み 7月3日(土)~同館へ電話か直接

☆やってみようよ紙芝居！

紙芝居の練習をしてみんなに観てもらおう！

日時 7月31日(土) 学習会
8月7日(土) 実演会
13:30~15:30 (全2回)
対象 町内在住小・中学生 10人【先着順】
持ち物 筆記用具、飲み物
申込み 7月3日(土)~同館へ電話か直接



☆子ども絵画教室

好きなものを描いてみよう！

日時 8月24日(火)、25日(水)
10:00~12:00 (全2回)

対象 町内在住小学3~6年生、中学生
10人【先着順】

持ち物 絵画道具一式、描きたいもの、雑巾、飲み物 ※画用紙は同館で準備します。

申込み 8月1日(日)~同館へ電話か直接



☆子ども書道教室

書道の基礎を学ぶよ！

日時 8月26日(木)、27日(金)、28日(土)
10:00~12:00(全3回)

対象 町内在住小学3~6年生 10人【先着順】

持ち物 書道用具一式、墨汁、雑巾、ゴミ袋、飲み物
※半紙は同館で準備します。

申込み 8月1日(日)~同館へ電話か直接



☆ジュニア絵画展作品募集

夏休みに描いた絵を募集するよ！

応募 9月1日(水)~6日(月)の間に、作品の裏面に学校名、学年、住所、氏名(ふりがな)を書いて、学校か各公民館へ直接

規格 四つ切画用紙

対象 小・中学生

展示期間 佳作以上の入選者のみ

9月13日(月)~19日(日) 町民センター

9月23日(木)~30日(木) 北部公民館

10月3日(日)~10日(日) 南部公民館



もうしこ らん もよお とうじつうけつけ
申込み欄がない 催しは当日受付だよ！

ほくぶぶんかふくしかいかん
北部文化福祉会館

TEL 74-1515 FAX 74-7405 受 9:00-17:00

休 毎月第3月曜日・12/29-翌年1/3 住 〒253-0106 寒川町宮山 2820-1

たつきゅうきょうしつ
☆こども卓球教室

卓球の基礎を学ぶよ！

日時 7月～9月の毎月第2・4火曜日
15:50～17:30

対象 小学生 各回10人程度【先着順】

持ち物 運動できる服装、室内履き

申込み 6月1日(火)～同館へ電話か直接

すいさいがきょうしつ
☆水彩画教室

芸術文化に親しみ、情操や創造性を育てよう！

日時 7月22日(木) 9:30～12:00
対象 町内在住小・中学生 16人【先着順】
持ち物 クレヨン、絵の具、筆記用具、描きたい物
申込み 7月2日(金)～ 同館へ電話か直接



なつやす としよかん
☆夏休みおはなし図書館

絵本の読み聞かせをおこなうよ！

日時 7月27日、8月10日、24日
(全て火曜日) 10:30～11:00
対象 幼児～小学低学年 (親子可)
10人程度
持ち物 室内履き
申込み 7月1日(木)～同館へ電話か直接



こ じっけんきょうしつ
☆子ども実験教室

ブーメラン作り・浮沈子・缶爆発等の楽しい実験を寒川高校科学部員の皆さんから学ぼう！

日時 7月30日(金) 10:00～12:00
対象 町内在住小学生 10人【先着順】
※1,2年生は保護者同伴
持ち物 室内履き
申込み 7月2日(金)～同館へ電話か直接



きょうしつ
☆モザイクアート教室

ペイントした卵の殻を使ってモザイクアートをつくってみよう！



日時 8月6日(金) 13:30～15:00
対象 小学生 14人【先着順】
費用 200円(材料費) ※当日徴収
持ち物 鉛筆、はさみ、木工用接着剤、飲み物、お手拭き、作品を入れる袋
申込み 7月17日(土)～同館へ電話か直接

なんぶぶんかふくしかいかん
南部文化福祉会館

TEL 75-0281 FAX 75-1777 受 9:00-17:00

休 毎月第3月曜日・12/29-翌年1/3 住 〒253-0111 一之宮 8-5-20

ひろば
☆おはなし広場

絵本や紙芝居の読み聞かせをするよ！

幼児の部

日時 7月9日(金)
10:30～11:15
対象 町内在住・在勤の保護者とその幼児
5組【先着順】
申込み 6月6日(日)～同館へ電話か直接



小学生の部

日時 ①7月24日(土)、②9月25日(土)
11:30～12:00
対象 町内在住小学生 10人【先着順】
申込み ①7月3日(土)～②9月4日(土)～
同館へ電話か直接

おやこ たいけん
☆親子でミニリトミック体験

スカーフ、ボールなどを使って音楽遊びをするよ！

日時 7月9日(金) 10:00～10:30
対象 町内在住・在勤の保護者とその幼児
5組【先着順】
申込み 6月6日(日)～同館へ電話か直接

☆子どもクラフト教室

ブラバンにビーズやシールで飾り付けをした自分だけのキーホルダーを作ろう！

- 日時** 7月24日(土) 10:00～11:30
対象 町内在住小学生 10人 【抽選】
費用 200円(材料費)※7月18日(日)までに徴収
持ち物 色鉛筆
申込み 7月3日(土)～9日(金)までの間に同館へ電話か直接※申込者多数の場合は7月10日(土)に抽選し、全員に電話で連絡をします。

☆夏休み子ども運動教室

～運動神経を上達させよう～

ボール等を使って、バランス、リズム、認知、操作、反応の5つのトレーニング方法を学ぶよ！

- 日時** 8月4日(水) 10:00～11:30
対象 町内在住小学生 10人 【抽選】
持ち物 室内シューズ
申込み 7月4日(日)～23日(金)までの間に同館へ電話か直接 ※応募者多数の場合は7月24日(土)に抽選し、全員に電話で連絡をします。

☆南部子ども絵画教室

夏休みの思い出等を描いてジュニア絵画展に出展しよう！

- 日時** 8月21日(土)、22日(日) 9:30～12:00
対象 町内在住小学生で2日間参加できる方 10人 【先着順】
持ち物 絵の具セット※画用紙は同館で用意します。
申込み 7月17日(土) ～同館へ電話か直接

☆親子でリトミックを楽しみましょう

ボール、スカーフなどを使って音楽遊びをするよ！

- 日時** 8月22日(日)、29日(日)
 1歳児 10:00～10:45
 2歳児 11:00～11:45

対象 町内在住・在勤の保護者とその幼児
 各10組 【先着順】

申込み 7月10日(土)～同館へ電話か直接



☆子どもディンプルアート体験教室

フルーツや動物の下絵に色付けした貼り直しもできるシールを作ろう！

- 日時** 9月25日(土) 10:00～11:30
対象 町内在住小学生 10人 【抽選】
費用 500円 (材料費)

※9月19日(日)までに徴収。

申込み 9月4日(土)～10日(金)までの間に同館へ電話か直接※応募者多数の場合は9月11日(土)に抽選をし、全員に電話で連絡をします。



☆さむかわイングリッシュキャンプ

町FLT講師による英会話教室だよ！

*英語に触れよう

日時 ①7月28日(水) ②7月29日(木)
 10:00～11:00

対象 小学1・2年生 各日16人【先着順】

場所・問合せ ①南部公民館、②北部公民館

《共通事項》

持ち物 筆記用具

申込み 7月11日(日)～各開催場所へ電話か直接 ※希望する講座開催場所へお申込みください。

*英語に慣れ親しもう

日時 7月26日(月)、27日(火)
 9:30～11:00

対象 小学3・4年生 16人【先着順】

場所・問合せ 町民センター

*英語を学ぼう

日時 8月4日(水)、5日(木)
 9:30～11:00

対象 小学5・6年生 16人【先着順】

場所・問合せ 町民センター



寒川総合図書館

TEL 75-3615 FAX 75-3669 受 9:00-17:00

休 月曜日・12/29-翌年 1/3 住 253-0106 宮山 135-1

☆土曜日おはなし会

季節にちなんだ絵本や紙芝居の読み聞かせをするよ！

日時 ①7月17日、②8月7日、③9月4日、
④18日、⑤10月2日（全て土曜日）
11:00～11:20

対象 幼児～小学生とその保護者5組【先着順】
子どものみの参加可

申込み ①7月3日～②24日～③8月21日～
④9月4日～⑤18日～(全て土曜日)
同館へ電話か直接

わくわく読書マラソン

本(マンガ以外)を読んで、スタンプを集めて記念品をゲットしよう！

日時 7月21日(水)～8月31日(火)

対象 小学生 ※カードは各学校で配布します。

おすすめカード

～この本、おすすめだよ！～

おすすめの本をカードに書いて、図書館に持ってきてね！
カードは図書館に貼るよ！

日時 受付期間：7月21日(水)～8月31日(火)

場所 総合図書館、北部分室、南部分室

対象 小学生 ※カードは各学校で配布します。

企画展示「女性と子どもの戦争と平和」

戦時下の女性と子どもに焦点を絞り、戦争と平和について考えよう！

日時 7月21日(水)～9月5日(日)

図書館みくじ

本を借りると図書館オリジナルのおみくじが引けるよ！
おみくじは大人用と子ども用で毎日数量限定だよ！

日時 7月21日(水)～8月31日(火)

☆さむかわジュニア司書養成講座

図書館と図書館司書について学ぶよ！

講座終了後は、さむかわジュニア司書として図書館のイベントに参加できるよ！

日時 7月23日(金)、29日(木)、
8月4日(水)、6日(金) 10:00～11:00

対象 小学5年～中学2年生 4人【先着順】
(町内在住・在学優先・全日程参加が可能な方)

申込み 7月3日(土)～同館へ電話か直接

おひざにだっこのおはなし会

絵本やわらべうたをとおして、ふれあいの時間を過ごそう！

日時 ①7月28日、②8月25日、③9月22日
(全て水曜日) 11:00～11:20

対象 0～2歳児とその保護者 5組【先着順】

申込み ①7月1日(木)～②8月1日(日)～③9月1日(水)～同館へ電話か直接

えほん福袋

福音館の月刊絵本「こどものとも」を年齢ごとに3冊セットにして福袋をつくりました。どんな絵本が入っているかは開けてからの楽しみ！

日時 7月28日(水)～30日(金)

☆子ども映画会

「ライブラリーシネマ SAMUKAWA」

「忍たま乱太郎の宇宙大冒険」を上映するよ！

日時 7月30日(金) 11:00～12:00

対象 1人で鑑賞ができる子ども
15人【先着順】

申込み 7月11日(日)～同館へ電話か直接

☆真夏の夜のおはなし会

閉館後の図書館で、怖い話を聞いてぞそそっと涼しくなりませんか？

日時 7月31日(土) 18:00～

対象 小学生とその保護者10組【先着順】

申込み 7月4日(日)～同館へ電話か直接

☆図書館・文書館体験ツアー

普段は見られない図書館・文書館の裏側を体験しよう！

日時 8月5日(木) 8:30～11:00

対象 小学3～6年生 5人 【先着順】
(町内在住・在学優先)

持ち物 筆記用具、飲み物(蓋がしまるもの)

申込み 7月17日(土)～同館へ電話か直接
家族分の複数申込み可

☆夏休み！宿題おたすけ調べ隊講座

図書館の本を使って調べ方の練習をし、調べたことをパンフレットに仕上げるよ！

日時 8月8日(日) 9:30～12:00

対象 小学3～6年生 4人 【先着順】
(町内在住・在学優先)

持ち物 筆記用具、飲み物(蓋がしまるもの)

申込み 7月10日(土)～同館へ電話か直接

☆夏のスペシャルおはなし会

すばなしや紙芝居、ちょっぴりスペシャルなおはなし会！

日時 8月21日(土) 11:00～11:30

対象 幼児～小学生とその保護者7組【先着順】

申込み 8月1日(日)～同館へ電話か直接



さ が み が わ 相模川で、わくわくチャレンジカヌー

カヌー体験・魚捕りをするよ！

※捕った魚は観察後、川に放します。

日時 7月22日(木)～25日(日)
コース① 10:00～11:30
コース② 13:00～14:30



場所 田端スポーツ公園 (田端 2483-1)

対象 小学4年生以上 各回4人
小学3年生以下は要相談

費用 2,500円

持ち物 タオル、着替え、濡れてもよい服と靴(サンダル等)、飲み物

申込・問合せ 以下クラブへメール

記載事項：参加希望日とコース、氏名、年齢、参加人数、電話番号、住所

Mail: samukawacanoe@gmail.com

寒川総合スポーツクラブ 三枝 070-8540-1203

※午後5時以降にお問合せください



メールでの申込みはこちらから→

陸上競技無料体験教室

日時 9月18日(土)、25日(土) 8:25～12:00

※雨天の場合は翌週に順延

場所 田端スポーツ公園(田端 2483-1)

対象 小学生 各回10人 【先着順】

持ち物 飲み物、タオル、運動できる服装

申込・問合せ 9月1日(水)～各前日までに以下クラブへメール

記載事項：氏名、学年、性別、電話番号、住所

Mail: info@npo1994.com

特定非営利活動法人スポーツクラブ 1994

さむかわゆうゆう学園に参加しよう！

さむかわゆうゆう学園とは・・・

町役場や公民館等で実施している対象の講座(☆マーク)やイベントに参加すると、カードにスタンプを押してもらえ制度のことだよ。スタンプを10個集めたカードを提出すると、毎年3月末に実施する修了式で、修了証と記念品がもらえちゃう！カードに有効期限はないので頑張って集めてね！未就学児～15歳の町内在住・在学の子は誰でも参加できるよ！

スタンプカードはどこでもらえるの？

公民館や町役場(本庁舎2階14番窓口・学び推進課)で配布しているよ。

スタンプが10個集まったときはカードを持ってきてね！

問合せ 学び推進課 TEL 74-1111 (内線 281)



☆川の生き物調査隊



めくじりかわ さかな さいしゅ しぜんかんきょう まな
目久尻川の魚を採取して、自然環境について学ぼう！

日時 7月31日(土) 8:40~12:00

※荒天時・河川状況が悪い場合は中止

場所 寒川広域リサイクルセンター西側親水護岸
(宮山 2524)

対象 町内在住・在学・在勤 25名【先着順】
※小学4年生以下は、保護者同伴

持ち物 帽子、タオル、飲み物、濡れてもよい靴

申込・問合せ 7月1日(木)~16日(金)までの間に
環境課へ電話か直接
環境課 Tel:74-1111(内線 432)

☆平和パネル展



「げんすいばく みらい」をテーマに展示するよ！

日時 8月10日(火)~19日(木)

平日 9:00~19:00

土日・祝日 9:00~17:00

(初日は13:00~、最終日は16:00まで)

場所 寒川総合図書館

問合せ 町民窓口課 Tel74-1111(内線 474)

夏休み親子料理教室

中止

かぼちゃスープ、季節野菜のピザ、豚肉の梨巻きソテー
梨のヨーグルト和えを作るよ！



日時 8月5日(木) 9:45~13:00

場所 健康管理センター (宮山 401)

対象 小学生とその保護者 10組(2人1組)【先着順】

持ち物 エプロン、三角巾、飲み物、ふきん3枚、上履き、筆記用具

申込・問合せ 7月1日(木)~7日(水)までの間に
農政課に電話か直接 農政課Tel74-1111(内線 751)

親子で学ぼう！高齢者の見守り方

「認知症キッズサポーター養成講座」

にんちしょう ひと み とし ただ たいおうほうほう まな
認知症の人を見つけた時の正しい対応方法を学ぼう！

日時 8月5日(木) 10:00~12:00

場所 健康管理センター (宮山 401)

対象 町内在学小学5~6年生の親子
10組 20人程度【先着順】

持ち物 筆記用具

申込・問合せ

7月1日(木)~高齢介護課へ電話、FAXか直接
高齢介護課

Tel74-1111(内線 133)FAX: 74-5613



小中学生向けワークショップ

日時 8月12日(木)10:00~14:30の間に全7回

午前 ①多肉植物のアレンジ②アロマストーン作り

③オリジナルシュシュ作り

午後 ④夏のブラックボードアレンジ⑤バスボム作り⑥毛糸でティピー作り

場所 シンコースポーツ寒川アリーナ(宮山 275)

対象 小・中学生(小学3年生以下は保護者同伴)
各4人【先着順】※30分毎入替え制

費用 1回 500円(参加費)

申込・問合せ 7月1日(木)~

下記受付フォームでお申込みください。

Mail: piropo88@gmail.com

フラワーアレンジサークルひまわり 小林

申込みはこちらの受付フォームをご利用ください→



編集・発行：寒川町 学び推進課 文化・生涯学習担当

TEL 0467-74-1111(内線 281) FAX 0467-74-9141 Eメール bunka@town.samukawa.kanagawa.jp

HP <http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/index.html>

寒川町のイベントや講座情報はHPでも公開中。大人も子ども楽しめる情報満載！ 寒川町 イベント 検索

f 神奈川県寒川町 samukawa_town i samukawa_official